

「自己点検シートを用いたグループワーク（研修5）」の基本的な実施方法

グループワークは、受講者が受け身となる講義と違い、受講者が自ら考えることで効果的な研修とすることができます。

このグループワークでは、本研修プログラムの講義内容を受けて、「施設職員のための高齢者虐待防止の手引き（以下「手引き」）」を参考に、高齢者・家族が不快に感じるケアについて、各職員が自分のケアを振り返ることができるように作成しています。

しかし、各職員の考え方や高齢者・家族に対する思いは違いますので、このグループワークが、施設・事業所全体での権利擁護に関する取組みのすべてではありません。この研修・グループワークを取組みのきっかけとしていただければと思います。

1 グループワークの実施方法の検討

研修の企画書（別添1）を作成し、研修の実施方法などを検討・整理します。

(1) 研修全体の流れ

- ・講義・グループワーク等、全体のプログラムを決定します。
- ・グループワークは、他の講義が終了していることにより、効果が高くなります。
- ・研修全体の流れの決定に伴い、グループワークの時間が決まりますが、グループワークの内容は、1時間以上として作成しています。短い時間では検討が深まりませんので、1時間から1時間半程度で、時間を設定してください。

(2) グループワークの講師

- ・グループワークの講師は、受講者からの具体的な質問に対応する必要があるため、他の講義と同様、具体的な事例や、施設・事業所内のケアの状況を理解している職員が行ってください。
- ・講師は、「手引き」の第2章及び第3章について、事前に読んでいただき、ある程度内容を理解したうえで、グループワークを行ってください。

(3) グループの人数

- ・事前にグループワークを行うグループの人数を決めておきます。
- ・グループワークで、検討を行うグループの人数は、施設・事業所の規模にもよりますが、1グループ5、6人程度が望ましいです。

(4) グループのメンバー

- ・グループのメンバーは、ケアの経験年数、施設・事業所での所属年数を考慮し、新任職員からベテラン職員までが、一つのグループに均等に配置されるようにします。
- ・意見を取りまとめる場合に、特定の職員の意見だけが、反映されないことがないように配慮することも必要です。

2 事前準備

(1) 名簿の作成

- ・ 1 (4)をもとに、当日のグループワークの名簿を作成しておきます。
- ・ 名簿は、研修当日に、研修開始時に、受講者に発表し、それぞれのグループの席に座ってもらうように配慮します。

(2) 必要物品の準備

- ・ 別添 3 の自己点検シート（A 4 ・両面）は、研修受講者の人数分コピーしておき、当日に配布します。
- ・ グループでの検討内容を記録する、別添 4 の記録用紙（A 3 ・片面）は各グループに 1 枚、配布するようにコピーしておきます。

(3) 会場の準備

- ・ 研修の時間にもよりますが、最初からグループで席に座れるような体制など、準備しておきます。

3 役割分担

(1) 研修の講師・司会

- ・ 研修当日の講師と、グループワーク全体の進行役となります。

(2) ファシリテーター

- ・ 各グループに、管理者や寮長等のリーダーとなる職員を、可能であれば、配置します。
- ・ ファシリテーターは、司会やワークを行う受講生とは違い、全員の話を聴きながら、グループでの話し合いが、研修の趣旨とは違った内容になってしまった場合に助言し、方向を修正する役割や、話し合いが行き詰まった場合の助言などを行います。なお、ファシリテーターが、話し合いの結論を誘導したり、率先して発言をすることは適切ではありません。
- ・ 事前に、研修内容を理解するとともに、ファシリテーターの役割を、全員で確認をしておく必要があります。

4 グループワークの進め方

基本的には、スライドを用いて、講師が進行をします。

(1) 自己点検シートの記入

- ・ 現時点での職員の考えを、記入してもらいます。

(2) 各自の自己点検シートの回答について話し合い

- ・ 自己点検シート全体を話し合うことは、時間の都合でできませんので、「不適切なケアがある?」、「このケアは不適切?」という内容にポイントを絞って、話し合いをしてもらいます。
- ・ ファシリテーターがグループを見ることができれば、各グループの話し合いの流れを確認することができますが、いない場合は、講師が各グループの流れを確認してください。

(3) グループから発表

- ・ 2分程度で「このケアは不適切？」の内容について、各グループでの話し合いを発表してもらいます。
- ・ 各グループに発表してもらった内容は、どのような内容であっても、講師が批判するものではないので、もし、趣旨と違う結果があった場合は、話し合いの結果をメモしておき、(4)の解説の部分で、話し合いの結果と対比して、説明をします。

(4) 話し合った自己点検シートの項目の解説

- ・ 「手引き」にある県の考えとして解説を行います。施設・事業所として、高齢者の権利擁護についてどのように考えるかということについても、可能であれば説明をします。
- ・ 次の例のような話し合いの内容については、「手引き」の内容を参考に、なぜそのような話し合いになってしまったのかについて、グループに聴きながら、高齢者・家族の思いを汲み取ってもらうように助言をしてください。

例)

- ①虐待や不適切なケアが発生してしまうのは、仕方がないことである。
→高齢者・家族が不快な思いをしているということを忘れないようにして、なぜ、発生してしまうかということを経験して考えてください。
- ②他の職員が虐待や不適切なケアを行っていても、対応できないことは仕方がないことである。
→職員の経験年数や職員の資質によって、対応がおかしいと感じていても、直接話ができないこともあるかもしれませんが、高齢者・家族が不快に思っているのであれば、他の職員やリーダー等に相談するなどして対応をするようにします。
- ③管理者が対応してくれないから、虐待や不適切なケアが発生してしまっている。
→管理者が中心となって対応することは、もちろんですが、虐待や不適切なケアの発生原因は、それだけではないので、施設の職員全員で、対応を検討していきます。